

瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和6年3月28日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市規則第15号

瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正す
る規則

瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例施行規則（昭和53年瀬戸市規
則第16号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中

「

受給者	住 所			
	氏 名			
	生 年 月 日			性 別

を

」

「

受給者	住 所			
	氏 名			
	生 年 月 日			

に改める。

」

第2号様式中

「

氏名・性別				
-------	--	--	--	--

を

」

「

氏 名				
-----	--	--	--	--

 に、
」

「

異動年月日	平成 年 月 日 取得・変更・喪失
-------	-------------------

 を
」

「

異動年月日	年 月 日 取得・変更・喪失
-------	----------------

 に改める。
」

第 3 号様式中

「

生 年 月 日		性 別
---------	--	-----

 を
」

「

生 年 月 日	
---------	--

 に改める。
」

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例施行規則第 3 条第 3 項の規定により交付された受給者証は、改正後の瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例施行規則第 3 条第 3 項の規定により交付された受給者証とみなす。